

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京坂町9		平成 23年 9月 29日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 医療法人社団裕和会 理事長 矢野一郎					
		電話 075 - 581 - 1763					
主たる業種	医療 介護機関						
	細分類番号 8   3   1   1						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	原単位で-5.21%を目指します。						
計画を推進するための体制	ファシリテイケアを中心とし、省エネに関する情報発信、指導や施策を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,081.2 トン	5,081.2 トン	5,081.2 トン	5,081.2 トン	0.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,081.2 トン	5,081.2 トン	5,081.2 トン	5,081.2 トン	0.0 パーセント	
目標の根拠	当該年度増加により排出量増加が予想されますが、現状より増加しないように取り組む						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	病院等	事業活動に伴う排出の基 (基準年度×100)	9.63	9.30	9.10	8.90	-5.21 パーセント
		事業活動に伴う排出の基 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	エアコンの温度を適正設定するなど-5.21%を目指します。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	25.0 トン	92.0 トン	92.0 トン	92.0 トン			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	エアコンの温度を適正設定する。					
	(24)年度	エアコンの温度を適正設定する。照明器具を高効率の物にする。					
	(25)年度	エアコンの温度を適正設定する。照明器具を高効率の物にする。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーを設定し職員に公共交通機関での通勤を促す。					
	上記の措置を採用する理由	車で通勤する職員が多数いるため効果があると判断した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	定期的に近隣の河川清掃を行い環境負荷の低減に努めている。						
特記事項	平成22年度より医療法人のみの報告となったため、基準年度を平成22年度とした。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。